

「地域文化を活用した地域活性化プロジェクト」記録作成事業業務委託仕様書

1 事業名

「地域文化を活用した地域活性化プロジェクト」記録作成事業業務委託

2 事業目的

京都府域には、地域の祭り・行事で行われてきた民俗芸能が今でも多く残る。しかしながら、少子高齢化等による担い手不足等の課題もあることから、地域の民俗芸能・行事・生活文化の継承に資することを目的に、現状を撮影・記録し、技術の継承や後継者養成に活かすこととする。

また、これら無形の文化財の「地域のさまざまな担い手」に焦点をあてることで、それらの魅力を引き出し、観光コンテンツとして位置付けられるようなわかりやすい映像を作成する。

3 実施地域

京都府内

4 受託期間

契約日から令和7年3月31日まで

5 業務内容

(1) 重要事項の決定

作成に関する業務内容は、以下のとおりであるが、映像作成における重要事項は、企画・調整を実施する京都府地域文化活性化連絡協議会（以下「連絡協議会」）と協議の上、決定すること。

(2) 撮影・映像作成

ア 地域の民俗芸能等のうち、保存会等の地元団体と調整、選定した民俗芸能に関して、保存会の活動に焦点をあて様々な担い手が果たす役割、価値観、高度な技術の保存継承、後継者育成を目的とした記録用映像として表現される映像を作成すること。また、地域の民族芸能等が文化観光コンテンツとして位置付けられるよう、地域の他の地域文化や観光地等を効果的に含めるなどにより、地域の魅力を発信する普及用映像を作成すること。

イ 映像時間及び作成本数は、次のとおりを目安として地域の実情に合わせること。（対象とする祭り等の民俗芸能ごとの分割・編集にも対応する等）

- ・記録用映像 5分～30分程度 2本程度

- ・普及用映像 15秒～5分程度 2本程度

ウ 普及用映像の作成・編集にあたっては、地域の実態を踏まえた気候、風土、価値観、

- さまざまな技術が伝えられるような映像にすること。
- エ 映像技術の活用やストーリー立て、構成などにより、全世代の心を動かせるような映像を作成すること。
- オ 映像作成にあたっては、基本的に新規撮影を原則とする。ただし、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合や適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。借用映像等を使用する際の手続き等は受託者において行うこと。
- カ BGM 等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等は受託者において行うこと。
- キ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続き等は受託者において行うこと。
- ク それぞれの映像について、受託者における映像確認を2回以上行うこと。
- ケ 作成作業に当たるディレクターを置くとともに、当該業務担当の業務従事者を確保すること。また、ディレクター及び業務従事者はコンテンツを作成する上で画像や映像、音声などの専門的な知識と技能を有すること。
- コ 画角は16:9、画質のクオリティはフルハイビジョン以上とする。
- サ 現地での撮影は10日以上を目安として行い、悪天候等による撮り直しなどに対応すること。
- シ 撮影準備、本撮影・編集にあつたては、連絡協議会との調整を経た上で、実施すること。
- ス 業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、連絡協議会の指示に従うこと。

6 成果物

実施地域ごとに次の成果物を作成する。

- (1) 再生用
 - ブルーレイディスク 1映像当たり 5枚
 - DVD (NTSC方式) 1映像当たり 5枚
- (2) ウェブアップロード用
 - mp4形式の映像データを納めたDVD-R 5枚
- (3) 非圧縮の映像マスターデータ
 - 映像素材データ等一式を納めたフラッシュメモリ、HDD等の記憶媒体 3個
- (4) その他関係資料
 - 絵コンテ、ナレーション原稿等映像作成に係る関係資料一式を納めたフラッシュメモリ等の記憶媒体 3個

7 成果物の納品

(1) 納期

令和7年3月31日まで

(2) 納品場所

連絡協議会事務局（京都府文化生活部文化政策室）

8 事業の運営方法

連絡協議会の構成団体による打ち合わせ会議を複数回開催するなどにより、映像の内容や広報の方法について、連絡協議会の意見を反映した上で実施すること。

9 事業完了報告

事業終了後、事業完了報告として、委託内容及び成果に関する報告書をまとめ、紙（A4版）及び電子媒体で提出すること。

10 注意事項

- (1) 本事業で撮影した素材を含む成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関する無期限の使用について必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (2) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担により、これを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 委託者は本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は委託者と協議を行うこと。
- (6) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、現状回復及びその他賠償等について、対応すること。